

## 豊中マンション管理士会倫理規程

### (前 文)

当会会員のマンション管理士は、マンションの維持管理及び管理組合の運営に係る助言、指導、その他の援助を行い、区分所有者及び管理組合の自立・健全なコミュニティの形成に寄与することをその業務の目的とする。

又、当会会員のマンション管理士は、マンション管理に関する正しい知識を広め、区分所有者及びマンション管理に関わる者全般の理解を深めることにより消費者保護を推進し、同時にマンション管理士の社会的位置付けを向上せしめる役割を担う。

この目的及び役割を実践するに当たり、当会マンション管理士は専門家としての高度な知識と豊富な経験とともに、高い倫理性が求められる。

当会会員のマンション管理士は、この倫理規程を遵守し、公益の増進とマンション管理士の社会的信用の確立と保持に努めなければならない。

## 第一章 倫理綱領

### (使命の自覚)

第1条 当会マンション管理士はマンションにおける良好な居住環境の確保を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを自覚し、その使命の達成に努める。

### (信義誠実)

第2条 当会マンション管理士は、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行う。

### (信用維持)

第3条 当会マンション管理士は、品位を保持し、知識と経験を深めるように努め、社会的信用を損なうような行為をしてはならない。

(法令等の遵守)

第4条 当会マンション管理士は、関連法令等に精通し、法令を遵守しなければならない。

(自己研鑽)

第5条 当会マンション管理士は、常に能力、資質の向上を図り、自己研鑽に努めなければならない。

(公共への貢献)

第6条 当会マンション管理士は、業務を行うに当たっては、公共の福祉に合致し、ひいては地域・地区の街づくりに寄与するように努めなければならない。

## 第二章 一般規律

(広告宣伝)

第7条 当会マンション管理士は、不当若しくは誇大な広告・宣伝をしてはならない。

(依頼誘致)

第8条 当会マンション管理士は、不当な目的のため、又は品位・信用を損なう方法により依頼を誘致してはならない。

(違法行為の助長禁止)

第9条 当会マンション管理士は、詐欺的商取引、暴力その他これに類する違法又は不正な行為を助長してはならない。

(利益誘導行為)

第10条 当会マンション管理士は、業務に関し、いかなる利益誘導行為もしてはならない。

(業務管理)

第11条 当会マンション管理士は、業務上のデータ等を整理し3年間の保存義務を負う。

(補助者等の指導監督)

第12条 当会マンション管理士は、その業務に関し、従業員若しくは業務を補助する者が違法又は不当な行為に及ぶ事の無いように指導・監督しなければならない。

### 第三章 依頼者との関係における規律

#### (業務の目的)

第13条 当会マンション管理士が業務を行う際は、現地における調査、多面的かつ客観的事実による分析及び検討による助言、指導その他の援助を行い、予断等をもって業務を遂行してはならない。

#### (正当な利益の実現)

第14条 当会マンション管理士は、公平な第三者として良心に従い、依頼者の正当な利益を実現するように努めなければならない。又、前条の業務の結果、依頼者の不利益になる事態が想定されたとしても、この事実を曲げてはならない。

#### (秘密保持)

第15条 当会マンション管理士等は、依頼者について職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らし、又は利用してはならない。

#### (依頼趣旨の明確化)

第16条 当会マンション管理士等は、依頼の趣旨、内容及び範囲を明確にして依頼を受託するように努めなければならない。

#### (業務処理)

第17条 当会マンション管理士等は、業務を受託したときは、速やかに着手し、遅滞なく処理するように努めなければならない。

#### (業務の報告)

第18条 当会マンション管理士は、依頼者に対し、業務の経過及びその帰趨に影響を及ぼす事項を必要に応じて報告し、業務の結果を遅滞なく報告しなければならない。又、重要な事項について故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

#### (情報の公開)

第19条 当会マンション管理士は、顧客の求めに応じて受託業務について情報公開に努めなければならない。又、これらの情報については時系列による記録、公正なデータを基に公開しなければならない。

#### (依頼者との信頼関係)

第20条 当会マンション管理士は、業務に関し依頼者との間に信頼関係が失われかつその回復が著しく困難なときは、その依頼関係の継続に固執してはならない。

#### (報酬の明示)

第21条 当会マンション管理士は、依頼者に対し、受託に際して、その報酬の金額又は算定方法を明示するように努めなければならない。

#### (報酬の妥当性)

第22条 当会マンション管理士は、事案の実情に応じ、適正・妥当な報酬を定めなければならない。

### 第四章 他のマンション管理士等との関係における規律

#### (名誉の尊重)

第23条 当会マンション管理士は、相互に名誉と信義を重んじ、みだりに他のマンション管理士等を誹謗・中傷してはならない。

#### (依頼者との関係の尊重)

第24条 当会マンション管理士は、他のマンション管理士等が受託している業務の処理に協力するときは、そのマンション管理士等がその業務の依頼者との間において有する信頼関係を尊重するように努めなければならない。

#### (他のマンション管理士等の参加)

第25条 当会マンション管理士は、業務について依頼者が他のマンション管理士等の参加を希望するときは、正当な理由なくこれに反対してはならない。

#### (他の業務への介入)

第26条 当会マンション管理士は、他のマンション管理士等が受託している業務に介入しようと策してはならない。

## 第五章 業務の関係者との関係における規律

### (関係者からの利益供与の拒否)

第27条 当会マンション管理士は、業務に関し関係者から利益の供与若しくは供応を受けてはならない。

## 第六章 当会との関係における規律

### (規約等の遵守)

第28条 当会マンション管理士は、当会の定める規則等を遵守する義務を負う。

### (懲戒処分)

第29条 当会マンション管理士は前条に違反した場合、別に定める懲戒処分を受けなければならない。

### (情報公開)

第30条 当会マンション管理士は別に定める方法により情報公開に努めなければならない。

## 附 則

この規程は、平成17年3月1日から適用する。